(iii)　地方揮発油税の収入をこの勘定に受け入れ、「地方揮発油譲与税法」（昭30法113）に基づき、地方揮発油譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村（特別区を含む。）に譲与することとしている。

(iv)　石油ガス税の収入の２分の１に相当する額をこの勘定に受け入れ、「石油ガス譲与税法」（昭40法157）に基づき、石油ガス譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び「道路法」（昭27法180）第７条第３項に規定する指定市に譲与することとしている。

(v)　自動車重量税の収入の1000分の407に相当する額をこの勘定に受け入れ、「自動車重量譲与税法」（昭46法90）に基づき、自動車重量譲与税譲与金として、一定の基準により市町村（特別区を含む。）に譲与することとしている。

(vi)　航空機燃料税の収入の９分の２に相当する額をこの勘定に受け入れ、「航空機燃料譲与税法」（昭47法13）に基づき、空港関係都道府県及び空港関係市町村の航空機騒音対策事業費等の財源に充てるため、航空機燃料譲与税譲与金として、一定の基準により同法に規定する都道府県及び市町村（特別区を含む。）に譲与することとしている。

(vii)　特別とん税の収入をこの勘定に受け入れ、「特別とん譲与税法」（昭32法77）に基づき、特別とん譲与税譲与金として、徴収地港の所在する都及び市町村に譲与することとしている。

(viii)　地方法人特別税の収入をこの勘定に受け入れ、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」（平20法25）に基づき、地方法人特別譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県に譲与することとしている。

(ロ)　交通安全対策特別交付金勘定

歳入として交通反則者納金の収入等を受け入れ、歳出としては地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、一定の基準により都道府県及び市町村（特別区を含む。）に交付する交通安全対策特別交付金等を計上することとしている。

②　国債整理基金特別会計

この会計は、国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にするために設けられたものである。

25年度においては、一般会計から222,415億円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から606,335億円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興他会計より受入として財政投融資特別会計等から7,629億円、租税1,533億円、公債金1,165,116億円、復興借換公債金36,690億円、東日本大震災復興株式売払収入として東京地下鉄株式会社の株式の売払収入1,203億円、日本郵政株式会社の配当金収入238億円、東日本大震災復興配当金収入として東京地下鉄株式会社の配当金収入56億円、運用収入1,451億円、東日本大震災復興運用収入296億円、雑収入1,434億円、東日本大震災復興雑収入17億円並びに前年度剰余金として「特別会計に関する法律」（平19法23）第47条の規定により24年度において発行予定の公債に係る公債金収入120,000億円をそれぞれ受け入れることとしている。

なお、借換債の発行を抑制する等の観点から、25年度においては、国債整理基金残高を圧縮することとしている。

③　財政投融資特別会計

この会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を明確にするために設けられたもので、財政融資資金勘定及び投資勘定より成っている。

また、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産（公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。）の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が21年度末で廃止されたことに伴い、21年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として特定国有財産整備勘定が設けられており、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定である。

25年度の主な内容は、次のとおりである。

(イ)　財政融資資金勘定

この勘定の負担において発行する公債の限度額を110,000億円、一時借入金等の限度額を150,000億円としている。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平23法117）の規定により、この勘定の積立金の全額6,967億円を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしている。

(ロ)　投資勘定

歳入については、運用収入として株式会社国際協力銀行及び地方公共団体金融機構の納付金、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むほか、前年度剰余金受入等と合わせて計9,140億円を見積もることとしている。

歳出については、緊急経済対策を踏まえ、長期リスクマネーを呼び水として供給し、民間投資の喚起、経営改善に取り組む中小企業等の支援や日本企業の海外展開支援等に積極的に対応することとし、2,638億円（24年度当初予算額1,804億円）の産業投資支出を行うこととしている。

なお、平成25年度においては、地方の財源不足の補填に充てるため、地方公共団体金融機構からの納付金（6,500億円）を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れることとしている。

(ハ)　特定国有財産整備勘定

庁舎等の移転再配置、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を行うため、370億円の特定国有財産整備費を計上している。

④　年金特別会計

この会計は、「国民年金法」（昭34法141）、「厚生年金保険法」（昭29法115）及び「健康保険法」（大11法70）に基づく年金給付及び全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の保険料等に関する経理並びに「児童手当法」（昭46法73号）等に基づく児童手当等に関する経理を明確にするために設けられたものである。

(イ)　基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額、公的年金制度の各保険者の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入れ所要額等を計上している。歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として各保険者からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。

(ロ)　国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を見込み、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、21,119億円を一般会計から受け入れることとしている。

(ハ)　厚生年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を見込み、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、83,061億円を一般会計から受け入れることとしている。

(ニ)　福祉年金勘定においては、歳出では、福祉年金の受給者数の減等により見込んだ所要額、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平16法166）に基づく特別障害給付金の支給に必要な所要額等を計上し、歳入では、国庫負担金については、81億円を一般会計から受け入れることとしている。

(ホ)　健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、119億円を受け入れることとしている。